

「鶴田ダムとともに水害に強い地域づくりを考える意見交換会」規約

(名称)

第1条 本会は、鶴田ダムとともに水害に強い地域づくりを考える意見交換会（以下「意見交換会」という。）と称する。

(目的)

第2条 意見交換会は、川内川の出水に対する鶴田ダムの洪水調節効果や激特事業効果、更なる地域の防災力の向上や河川の協働管理等について、様々な視点から意見交換することを目的とする。

(構成)

第3条 意見交換会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）によって構成するものとし、川内川河川事務所長若しくは鶴田ダム管理所長が委嘱し、非常勤とする。

2 委員長は、必要に応じて、委員を増員及び専門家等の招集を行うことができる。

(意見交換会)

第4条 意見交換会には、委員長を置く。

- 2 委員長は、意見交換会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 4 委員長が意見交換会に出席できない場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 意見交換会は、委員長が招集する。

(事務局)

第5条 意見交換会の事務を行うため、事務局を国土交通省九州地方整備局川内川河川事務所及び鶴田ダム管理所に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、意見交換会の運営に必要な事項は、委員長が意見交換会に諮って定める。

(付則)

この規約は、令和元年12月18日から施行する。